



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

# 第206期 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 平成30年6月26日（火曜日）  
午前10時

**場所** 徳島市西船場町二丁目24番地の1  
当行本店 3階大会議室  
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)



証券コード：8388

## 目次

第206期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類等	29
監査報告書	35
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	38
第2号議案 株式併合の件	39
第3号議案 定款一部変更の件	41
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	48
第5号議案 監査等委員である取締役7名選任の件	53
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬等の額決定の件	58
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額 決定の件	58
第8号議案 退任取締役に対する弔慰金贈呈ならびに 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件	59
第9号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金 制度廃止に伴う打ち切り支給の件	59
第10号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等 の額および内容決定の件	61
インターネット等による議決権行使のご案内	65

# 株 主 各 位

徳島市西船場町二丁目24番地の1

株式会社 **阿波銀行**  
取締役頭取 長 岡 奨

## 第206期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第206期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 徳島市西船場町二丁目24番地の1  
当行本店 3階大会議室  
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第206期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
  2. 第206期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 株式併合の件  
**第3号議案** 定款一部変更の件  
**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
**第5号議案** 監査等委員である取締役7名選任の件  
**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
**第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件  
**第8号議案** 退任取締役に対する弔慰金贈呈ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件  
**第9号議案** 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件  
**第10号議案** 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

## 議決権行使についてのご案内

### 当日ご出席による議決権行使



**開催日時** 平成30年6月26日（火）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 書面による議決権行使



**行使期限** 平成30年6月25日（月）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。

### インターネット等による議決権行使



**行使期限** 平成30年6月25日（月）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は65頁から66頁をご覧ください。

#### 1 重複行使の取扱い

「書面による議決権行使」の方法により議決権を行使され、「インターネット等による議決権行使」の方法でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わず「インターネット等による議決権行使」を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

#### 2 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書・個別注記表および連結計算書類の連結株主資本等変動計算書・連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.awabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類等の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類等の一部であります。
- ◎ 当行では節電のため冷房の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.awabank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 第206期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### 当行の主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険の販売業務及び金融商品仲介業務並びに信託業務等を通じ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

また、当行グループでは、阿波銀ビジネスサービス株式会社において銀行事務代行業務等を、阿波銀コンサルティング株式会社において経営コンサルティング業務等を、阿波銀保証株式会社において信用保証業務等を、阿波銀カード株式会社においてクレジットカード業務等を行うほか、阿波銀リース株式会社においてリース業務等を行い、グループ会社5社による銀行業務の補完により総合金融サービスを提供しております。

##### 金融経済環境

平成29年度のわが国経済は、海外経済が堅調な成長を続けるもとの、企業収益や業況感の改善によって設備投資が増加したほか、雇用・所得環境の着実な改善を背景に個人消費が底堅く推移するなど、景気は緩やかな拡大が続きました。しかしながら、人手不足や資源高に起因するコスト増加や保護主義的な動きの拡がりから、先行きについて不透明感が高まりつつあります。

この間、金融・為替市場では、世界経済の回復が大きな追い風となり年末にかけて大幅な株高が進行したものの、その後は地政学リスクの高まりや米国貿易政策への懸念から円高・株安が進行しました。

県内経済につきましては、企業の生産活動がやや弱めの動きとなっているものの、雇用・所得環境の改善が進んでおり、総じて見れば緩やかな回復が続いております。

##### 事業の経過及び成果

当期は、経営計画「Sparkle 125<sup>th</sup>」の基本戦略「永代取引のSINKA」のもと、さまざまな施策に取組みました。

##### 《商品、サービス》

商品、サービスにつきましては、お客様の多様化するニーズに積極的にお応えするため、商品やサービスの充実などに取組みました。

個人のお客さまには、家計の安定的な資産形成をご支援する少額投資非課税制度「つみたてNISA」の創設に伴い、「あわぎん つみたてNISA」の取扱いを開始したほか、四国アライアンスによる4行共同企画として投資信託や保険の新商品を取扱うなど、お客さまのライフステージに応じた最適なポートフォリオの構築にお役に立てるよう商品ラインアップの拡充を図りました。また、各種キャンペーンの実施やセミナーの開催などを展開したほか、お客さまの利便性向上のためスマートフォンで普通預金口座の開設をお申込みいただける「あわぎん口座開設アプリ」やインターネットでai-mo（個人向けインターネット・モバイル banking）の新規申込などをお手続きいただける「Web受付サービス」の取扱いを開始いたしました。

一方、法人のお客さまには、地域密着型金融の一層の推進に努める中、創業や新たな事業展開および事業性評価を通じた本業のご支援に積極的に取り組みました。具体的には、事業承継等の課題解決に向けた「あわぎん事業承継ローン」の創設や「あわぎん成長基盤強化ファンド」の商品改定を実施したほか、お客さまの商流を活用した「あわぎんABL当貸」の取扱いを開始するなど、金融仲介機能の発揮に努めました。また、四国アライアンスによるビジネスマッチング支援や商談会の開催など、お客さまのネットワークや販路の拡大に向けた取組みを強化いたしました。

#### 《店舗・営業チャンネル、組織》

お客さまの資産形成と多様化するニーズに積極的にお応えしていくため、いよぎん証券株式会社（現 四国アライアンス証券株式会社）およびインターネット証券である株式会社SBI証券と金融商品仲介業務を開始いたしました。

また、店舗・営業チャンネルにつきましては、徳島県内において「中央市場支店」を「マリニピア支店」内に、四国地区では「丸亀支店」を「高松支店」内に店舗内店舗として移転統合し、店舗チャンネルの効率化を進めました。

そのほか、お客さまのライフステージに応じたサポート体制の充実を図るため「あわぎんゆめプラザ」では、相続に関する休日相談窓口を設置したほか、「あわぎんローンプラザ」においてローンアドバイザーの人員体制強化を図りました。

#### 《地域貢献活動》

地域貢献活動につきましては、従来から取組んでまいりました公益財団法人阿波銀行学術・文化振興財団及び公益財団法人阿波銀福祉基金による助成活動のほか、金融教室や各種スポーツ大会を通じた青少年の育成支援活動を継続いたしました。さらに私募債発行手数料の一部を学校等に寄贈する「こども応援債」の取扱いや、「とくしまLED・デジタルアートフェスティバル」へのLEDアート作品の出展など、幅広い活動を展開いたしました。

また、徳島県へ進出するサテライトオフィス企業との連携強化のため「あわぎんサテライトオフィス」を設置したほか、四国アライアンスにおいてファンド運営会社「四国アライアンスキャピタル株式会社」を共同で設立するとともに、地域活性化ファンドである「しこく創生ファンド」や官民一体型中小企業再生ファンドである「しこく中小企業支援ファンド」を組成するなど、地方創生に向けた取組みも強化いたしました。

## ＜営業の成果等＞

このような経過を踏まえ、当期の営業の成果を主な業務区分別に見ますと、次のとおりであります。

### (預金及び預かり資産)

預金及び預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズへの対応に努め、お取引の拡大を図りました。

この結果、譲渡性預金を含めた預金は、個人預金・公金預金・法人預金ともに順調に増加したことから、前年度比872億円増加し、当期末残高は2兆8,686億円となりました。

一方、預かり資産の残高は、前年度比95億円減少し、当期末残高は1,240億円となりました。

### (貸出金)

貸出金につきましては、地域密着型金融を推進する中、新商品の取扱いの開始などにより成長分野をはじめとした積極的な資金供給に努め、主力の中小企業のお客さま向け等の融資増強に取組んだ結果、前年度比753億円増加し、当期末残高は1兆8,357億円となりました。

なお、総貸出金残高に占める中小企業等貸出金の割合（中小企業等貸出金比率）は、82.30%と前年度比1.26ポイント低下しましたが、引続き高い水準を維持しております。

### (有価証券投資)

有価証券につきましては、日米欧の金融政策の動向など、金融市場環境に十分留意する中、安全性・流動性を重視しつつ効率的な運用に努めた結果、当期末の有価証券残高は前年度比310億円減少し、1兆649億円となりました。

また、当期末の有価証券の評価損益は、前年度比9億円減少し、1,012億円の評価益となりました。

### (国際業務)

外国為替の取扱高につきましては、お客さまの国際化ニーズや海外進出への積極的な支援に努めた結果、前年度比6億50百万米ドル増加し、期中33億22百万米ドルとなりました。

## 《損益》

損益につきましては、経常収益は、日本銀行によるマイナス金利政策が長期化する中、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が減収となったことから、前年度比16億50百万円減収の527億53百万円となりました。

一方、経常費用は、外貨資金に係る調達費用が増加したものの、人件費・物件費等経費の削減に注力したことから、前年度比7億29百万円減少の346億90百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比9億20百万円減益の180億62百万円となり、当期純利益は、前年度比6億54百万円減益の114億15百万円となりました。

## 《自己資本比率》

当期末現在の単体自己資本比率につきましては、前年度末比0.02ポイント低下し、11.09%となりました。

## 《資本政策》

資本面につきましては、資本効率の向上により株式価値の増加を図るため、平成29年5月22日から平成29年6月21日まで、及び平成30年3月5日から平成30年3月20日までの合計3,400千株、2,483百万円の自己株式を取得いたしました。

配当金につきましては、中間期の業績等を総合的に勘案し、当初の予定通り、1株につき4円50銭とさせていただきます。

## 《連結業績》

当連結会計年度の損益につきましては、当行及びグループ会社5社が営業努力と経営全般にわたる合理化・効率化に努めた結果、連結経常収益は680億51百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は118億63百万円となりました。

また、グループ各社の自己資本の充実等を受け、連結自己資本比率は、11.60%と引き続き高い水準となりました。

## 当行の対処すべき課題

当行は、3年後に迎える創業125周年に向けた経営計画「Sparkle 125<sup>th</sup>」を展開し、これまでの歴史の中で培ってきた信用と伝統を守りつつ、高い効率性と中小企業取引を柱とした当行独自のビジネスモデル「永代取引」を進化させる取組みを推進してまいりました。

しかしながら、地域金融機関を取巻く経営環境は、人口の減少や少子高齢化の進行に加え、都市集中化による地域間格差の拡大といった社会構造変化が加速度的に進む中、地域を越えた金融機関同士の競争やIT企業をはじめとした他業態との競合も激化しております。また、マイナス金利政策の導入以降、一段の利鞘縮小が進むなど、収益環境は一層厳しさを増しております。

このような環境変化を踏まえ、さらに迅速に対応するため、経営計画「Sparkle 125<sup>th</sup>」を中断し、「構造改革と永代取引の進化」を基本戦略とした新長期経営計画「As One」を策定いたしました。

新長期経営計画「As One」では、お客さま本位の視点で営業・事務・チャネル体制等を見直し、金融サービスと生産性の向上の両立を実現するため構造改革を徹底して実施するとともに、すべてのお客さまと世代を超えた息の永いお取引を継続し、永続的な発展に寄与していくという当行のビジネスモデル「永代取引」のさらなる進化を遂げてまいります。そして、当行グループ役職員が一丸となって、お客さまの感動満足を創造することで、地域から愛され信頼される「強くて良い銀行」をめざしてまいります。

具体的には、5つの基本戦略の実践によって、5年後に安定してコア業務純益200億円以上を計上できる収益体質の構築を図ります。

「永代取引の実践」では、法人のお客さまには、経営・商流・事業等のあらゆる角度からお客さまの成長を支援する包括的コンサルティング営業を強化していくほか、個人のお客さまには、ライフステージに応じたあらゆるサービスを提供し、金融資産形成をご支援するファミリーサポート営業を実践してまいります。

次に、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）では、永代取引を支える基盤強化のために店舗改革・事務改革・本部改革に取組み、全員営業体制を確立する中で、ICTの活用とFinTech企業や異業種企業との連携強化によってお客さまとの接点を強化し、より付加価値の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

さらに、グループ会社5社と一丸となり、ワンストップソリューションの提供によりグループ収益力の強化を図ってまいります。このほか、当行のビジネスモデル「永代取引」を支える人材の育成を強化してまいります。

そして、取るべきリスクを明確化し収益性と健全性の両立を図っていくという経営管理の枠組みであるRAF（リスクアペタイト・フレームワーク）を構築いたします。また、コーポレートガバナンス強化、リスク管理態勢の高度化及びコンプライアンス態勢強化を図り、強固な経営基盤を土台に経営の健全性・収益性・成長性のバランスの取れた企業価値の向上をめざしてまいります。

本経営計画の実践により、私ども阿波銀行は、お客さま、株主さま、地域社会の皆さまのことを理解し、卓越した価値を創造・提供することで、皆さまの「ベストパートナー」となれるよう全力を尽くしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## 【ご参考】新長期経営計画「As One」の概要

## 1. 概要

【名称】 **As One**

## ～ 構造改革と永代取引の進化～

【計画期間】 2018年 4月 ～ 2023年 3月

【ありたい姿】 卓越した価値を提供し、地域とお客さまの「ベストパートナー」へ

As One (アズワン)：ひとつになって、一体となって  
 当行とお客さま・地域が一体となって、成長・発展を目指していく  
 当行役職員が、ひとつになってお客さまに卓越した価値を創造していく

## 2. 基本戦略



### 3. 経営目標

2023年3月期

コア業務純益	200億円以上
コア業務純益ROA	0.55%以上
修正OHR	60%未満
当期純利益ROE	4%以上
貸出金徳島県内シェア	50%以上
C I S 指標	80ポイント以上

C I S 指標…お客さまアンケートや店舗モニタリング調査等を基にした当行独自のお客さま感動満足(カスタマー・インプレッシブ・サティスファクション)度を表す指標

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預 金	25,550	26,106	26,763	27,260
定期性預金	11,335	11,211	10,849	10,253
その他	14,214	14,894	15,913	17,006
社 債	220	100	100	—
貸 出 金	16,574	17,117	17,604	18,357
個人向け	3,306	3,334	3,323	3,356
中小企業向け	10,796	11,069	11,386	11,753
その他	2,470	2,713	2,893	3,248
商 品 有 価 証 券	8	7	3	3
有 価 証 券	10,903	10,598	10,959	10,649
国 債	4,069	3,717	3,460	3,125
その他	6,833	6,881	7,499	7,523
総 資 産	30,578	30,880	31,739	32,502
内 国 為 替 取 扱 高	252,615	239,421	235,268	232,719
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,762	百万ドル 2,164	百万ドル 2,671	百万ドル 3,322
経 常 利 益	百万円 20,419	百万円 19,688	百万円 18,983	百万円 18,062
当 期 純 利 益	百万円 12,001	百万円 12,614	百万円 12,070	百万円 11,415
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 52 32	円 銭 55 22	円 銭 53 75	円 銭 51 66
信 託 財 産	0	0	0	0
信 託 報 酬	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 0

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

## (ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	67,956 <sup>百万円</sup>	70,243 <sup>百万円</sup>	69,128 <sup>百万円</sup>	68,051 <sup>百万円</sup>
経常利益	21,143 <sup>百万円</sup>	21,157 <sup>百万円</sup>	20,618 <sup>百万円</sup>	19,675 <sup>百万円</sup>
親会社株主に帰属する当期純利益	12,215 <sup>百万円</sup>	12,995 <sup>百万円</sup>	12,474 <sup>百万円</sup>	11,863 <sup>百万円</sup>
包括利益	37,068 <sup>百万円</sup>	5,481 <sup>百万円</sup>	19,860 <sup>百万円</sup>	13,828 <sup>百万円</sup>
純資産額	2,572	2,579	2,726	2,820
総資産	30,874	31,161	32,059	32,846

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,294人	1,312人
平均年齢	41年3月	41年5月
平均勤続年数	18年4月	18年9月
平均給与月額	401千円	410千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数の推移

			当 年 度 末	前 年 度 末
			店 うち出張所	店 うち出張所
徳	島	県	80 ( 3)	80 ( 3)
香	川	県	2 ( ー)	2 ( ー)
高	知	県	1 ( ー)	1 ( ー)
愛	媛	県	1 ( ー)	1 ( ー)
大	阪	府	6 ( ー)	6 ( ー)
兵	庫	県	3 ( ー)	3 ( ー)
岡	山	県	1 ( ー)	1 ( ー)
東	京	都	4 ( ー)	4 ( ー)
神	奈	川	1 ( ー)	1 ( ー)
	合	計	99 ( 3)	99 ( 3)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を118か所（前年度末117か所）設置しております。また、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス等との提携による店舗外現金自動設備の設置状況は以下のとおりです。

	全 国		うち徳島県内	
	当年度末	前年度末	当年度末	前年度末
株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス	12,813 台数	11,898 台数	132 台数	127 台数
株式会社イーネット	12,980	13,592	65	70
株式会社イオン銀行	6,181	5,854	56	51
株式会社セブン銀行	24,392	23,368	94	95

□ 当年度新設営業所

当年度において、店舗の新設はありません。

(注) 1. 当年度において中央市場支店(徳島市)、丸亀支店(丸亀市)を店舗内店舗としてそれぞれ平成29年10月マリンピア支店(徳島市)、平成30年2月高松支店(高松市)内へ移転いたしました。

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止をいたしました。

(新設4か所)

福島支店 イオンモール徳島出張所(平成29年4月、徳島市)

阿南支店 阿南市役所出張所(平成29年5月、阿南市)

マリンピア支店 中央市場出張所(平成29年10月、徳島市)

二軒屋支店 ファミリーマート徳島しらさぎ台店出張所(平成30年2月、徳島市)

(廃止3か所)

二軒屋支店 しらさぎ台出張所(平成30年1月、徳島市)

本店営業部 新町ビル前出張所(平成30年2月、徳島市)

石井支店 石井ママの店出張所(平成30年2月、徳島県名西郡)

## (5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,202
---------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
本館・事務センターの 基幹設備改修	745

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

記載すべき事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 百万円	当行が有する 子会社等 の議決権比率 %	その他
阿波銀ビジネスサービス株式会社	徳島市西船場町二丁目24番地の1	銀行事務代行業務	昭和55年3月15日	80	100.00	—
阿波銀コンサルティング株式会社	徳島市元町一丁目7	経営コンサルティング業務	平成26年7月31日	100	100.00	—
阿波銀保証株式会社	徳島市東船場町二丁目21番地の2	信用保証業務	昭和50年6月2日	110	77.72	—
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町二丁目12番地	クレジットカード業務	平成2年2月6日	150	94.00	—
阿波銀リース株式会社	徳島市沖浜東三丁目46番地	リース業務	昭和49年1月23日	180	63.63	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は間接保有等を含んでおります。  
 3. 連結対象子会社は上記の子会社等5社であり、持分法適用会社はありません。当期の連結経常収益は680億51百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は118億63百万円となりました。

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称 C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 地方銀行7行によるじゅうだん会（八十二銀行、阿波銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、宮崎銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は平成16年1月に、八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行、株式会社イオン銀行及び株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
7. 四国の地方銀行4行（阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行）の提携により、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
8. 株式会社全銀電子債権ネットワーク（略称 でんさいネット）と業務委託契約を締結し、電子記録債権に関するサービスを取扱っております。
9. 百十四銀行、伊予銀行及び四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

### (7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。



## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(平成29年度末現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職	その他
岡 田 好 史	取 締 役 会 長	管理本部（業務管理部、リスク統括部）担当 一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事	
長 岡 奨	取 締 役 頭 取 (代表取締役)	一般社団法人徳島県銀行協会 会長	
大 西 康 生	取 締 役 副 頭 取 (代表取締役)	経営統括部担当	
福 永 丈 久	常 務 取 締 役	審査部、証券国際部担当	
三 好 敏 之	常 務 取 締 役	営業推進部担当	
園 木 宏	取 締 役 (社外取締役)	公認会計士	(注)3
海 出 隆 夫	常 任 監 査 役 (常 勤)		
小 松 康 宏	監 査 役 (常 勤)		
西 野 武 明	監 査 役 (社外監査役)	西野金陵株式会社 代表取締役会長 金陵株式会社 代表取締役	
米 林 彰	監 査 役 (社外監査役)	公認会計士	(注)7
荒 木 光 二 郎	監 査 役 (社外監査役)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事	

- (注) 1. 取締役鎌田稔弘氏は、平成29年12月5日に逝去し、同日をもって取締役を退任しております。  
 2. 取締役浅岡建三氏は、平成29年12月16日に逝去し、同日をもって取締役を退任しております。  
 3. 取締役のうち園木宏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2の定めに基づき届け出るため当行が指定した独立役員であります。  
 4. 監査役のうち西野武明、米林彰及び荒木光二郎の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 5. 監査役荒木光二郎氏は、平成29年6月29日付であらたに監査役に就任いたしました。  
 6. 平成29年6月29日開催の第205期定時株主総会終結の時をもって、監査役田村耕一氏は辞任いたしました。  
 7. 監査役米林彰氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 8. 監査部の担当は取締役会となっております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

石本 宏	常務執行役員 (本店営業部長)
大和 史郎	常務執行役員 (管理本部長)
阿部 丘	執行役員 (東京支店長)
三浦 淳典	執行役員 (大阪支店長)
山下 真弘	執行役員 (リスク統括部長)
浜村 孝典	執行役員 (阿南支店長兼見能林支店長)
寺西 徹	執行役員 (鳴門支店長兼大津支店長)
西 大和	執行役員 (経営統括部長兼バリュープロジェクト室長)
伊藤 輝明	執行役員 (審査部長)

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	9名	287 (125)
監査役	6名	58 (17)
計	15名	345 (142)

(注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額 (年額、賞与を含む) は、以下のとおりであります。

取締役 300百万円

監査役 100百万円

2. 支給人数及び報酬等には、退任した取締役 (3名) 及び監査役 (1名) の報酬等を含んでおります。

3. ( ) 内に内書表示した報酬以外の支給額は、以下のとおりであります。

取締役 賞与 74百万円 退職慰労金 50百万円

監査役 賞与 10百万円 退職慰労金 6百万円

4. 上記の表に記載した報酬等のほか、平成29年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき支給した役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

退任取締役 1名 129百万円

退任監査役 1名 13百万円

5. 上記の表に記載した報酬等のほか、取締役を兼務していない執行役員の報酬等は、以下のとおりであります。

報酬等 203百万円 (うち賞与 55百万円、退職慰労金 35百万円)

### (3) 責任限定契約

当行では、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役と当行との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結することができる旨、現行定款において定めております。

これに基づき社外取締役及び社外監査役と当行との間に責任限定契約を締結しており、その概要は以下のとおりであります。

氏名	責任限定契約の内容の概要
園木 宏 西野 武明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。</li> <li>・上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。</li> </ul>
米林 彰	
荒木 光二郎	

(注) 社外取締役浅岡建三氏につきましては退任までの間、責任限定契約を締結しておりました。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
西野 武明 (社外監査役)	西野金陵株式会社 代表取締役会長 金陵株式会社 代表取締役 両社と当行の間には貸出金取引等の通常の銀行取引があります。
荒木 光二郎 (社外監査役)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事 同研究所は、地域経済・産業の振興と発展に寄与するため当行の寄付により設立された公益財団法人であります。

(注) 社外取締役浅岡建三氏につきましては退任までの間、株式会社公文教育研究会及び株式会社高松コンストラクショングループの社外監査役を兼職しておりました。両社と当行の間には特別の関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
園木 宏 (社外取締役)	2年 10ヵ月	取締役会 14回開催中12回出席	公認会計士としての財務・会計の専門的な立場と上場企業等の豊富な監査経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
西野 武明 (社外監査役)	22年 10ヵ月	取締役会 14回開催中11回出席 監査役会 14回開催中13回出席	会社経営の豊富な経験に基づき、企業経営者の立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
米林 彰 (社外監査役)	2年 10ヵ月	取締役会 14回開催中12回出席 監査役会 14回開催中14回出席	公認会計士としての財務・会計の専門的な立場と上場企業等の豊富な監査経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
荒木 光二郎 (社外監査役)	0年 10ヵ月	取締役会 11回開催中10回出席 監査役会 10回開催中10回出席	地域経済・金融の専門的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 社外取締役浅岡建三氏は、退任するまでに開催された取締役会9回のうち8回に出席し、弁護士としての豊富な法律知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。なお、退任までの在任期間は2年7ヵ月であります。
2. 社外監査役荒木光二郎氏につきましては、平成29年6月29日就任後の状況を記載しております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	30(8)	—

- (注) 1. 支給人数及び報酬等には、退任した取締役（1名）及び監査役（1名）の報酬等を含んでおります。
2. ( ) 内に内書表示した報酬以外の支給額は、以下のとおりであります。
- |       |         |            |
|-------|---------|------------|
| 社外取締役 | 賞与 2百万円 | 退職慰労金 1百万円 |
| 社外監査役 | 賞与 2百万円 | 退職慰労金 2百万円 |
3. 上記の表に記載した報酬等のほか、平成29年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき支給した役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
- |       |    |       |
|-------|----|-------|
| 退任監査役 | 1名 | 13百万円 |
|-------|----|-------|

#### (4) 社外役員の意見

上記(1)～(3)の記載内容に関し、特に記載すべき社外役員の意見はありません。

#### 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	500,000千株
	発行済株式の総数	226,200千株
(2) 当年度末株主数		10,452名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社大塚製薬工場	7,926 <sup>千株</sup>	3.62%
阿波銀行従業員持株会	6,411	2.93
日本生命保険相互会社	5,702	2.60
明治安田生命保険相互会社	5,700	2.60
大塚製薬株式会社	4,661	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,242	1.93
大昭興業株式会社	4,169	1.90
日亜化学工業株式会社	4,015	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,918	1.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,840	1.75

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は自己株式(7,405,523株)を控除して算出しております。  
 4. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

#### (4) その他株式に関する重要な事項

##### 自己株式の取得

当行は、資本効率の向上により株式価値の増加を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

決議日	平成29年5月12日
取得した株式の種類	当行普通株式
取得期間	平成29年5月22日から平成29年6月21日まで
取得した株式の総数	1,400千株
取得価額の総額	1,070百万円

決議日	平成30年2月26日
取得した株式の種類	当行普通株式
取得期間	平成30年3月5日から平成30年3月20日まで
取得した株式の総数	2,000千株
取得価額の総額	1,412百万円

#### 5. 当行の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 新田 東平 指定有限責任社員 大橋 正紹	51	監査役会は、前年度の会計監査人の監査の実施状況、監査の方法と結果の相当性、今年度の監査計画における監査見積時間や人員配置の内容、報酬見積の相当性などについて、監査品質確保の観点から総合的に確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。 左記以外に、当該事業年度における非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）に対する報酬1百万円があります。その内容は、日本版C R S（共通報告基準）およびF A T C A（外国口座税務コンプライアンス法）の態勢整備・運用等に関する指導・助言であります。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は55百万円であります。  
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

### (2) 責任限定契約

記載すべき事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会が、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき解任いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

### (1) 内部統制システム構築の基本方針

当行は、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の規定に則り、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

#### 内部統制システム構築の基本方針

当行は、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定める。本決議に基づく内部統制システムの構築は、当行の行是「堅実経営」を具現するものであり、必要ある場合は速やかに見直すものとする。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役職員に法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、リスク統括部を統括部門とするコンプライアンス態勢を整備する。
- (2) 経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行う。
- (3) 事業年度ごとに当行グループ全体の「コンプライアンス・プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なコンプライアンス態勢の充実・強化を図る。
- (4) コンプライアンスの遵守基準として「職員倫理」を制定し、全役職員に銀行の社会的使命の自覚を促し、信用保持に向けた意識づけを図る。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- (5) 財務報告に係る内部統制および開示統制に関する態勢を整備する。
- (6) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するための態勢を整備する。
- (7) 内部統制の妥当性と有効性を監査する部門として監査部を設置し、当該部門の陣容・専門性に十分配慮した人員配置を行う。
- (8) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、コンプライアンス態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会に報告する。



## 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、行内の各規程に従い、①取締役会、常務会、経営管理委員会、A L M委員会、四国アライアンス推進委員会等の重要な会議の議事録、②立案書、③取締役を最終決裁者とする契約書類、④その他取締役の職務執行に関わる書類等を適切に保存および管理（廃棄を含む）し、閲覧可能な体制を維持する。
- (2) 「情報資産管理基本規程」、顧客情報保護に関する規程等を制定し、法令等遵守と信用の保持のため厳正な情報管理態勢を構築する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 統一的かつ網羅的なリスク管理統括部門としてリスク統括部を設置する。
- (2) リスク管理の基本である「統合的リスク管理方針」に基づき、「統合的リスク管理規程」およびリスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定し、各リスク管理部門が当該リスクを管理する。
- (3) 経営管理委員会およびA L M委員会を設置し、リスク管理に関する重要事項の協議・決定やリスク管理態勢の実効性の検証等を行うとともに、市場環境の変化によるリスクの変化を把握し、資産・負債の総合的管理を実施する。
- (4) 事業年度ごとに当行グループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なリスク管理態勢の充実・強化を図る。
- (5) 「緊急事態管理規程」を制定するとともに、災害・障害等の発生時に備えて、業務継続計画を含む対応マニュアルを整備することにより、当行グループ全体で危機管理体制を構築する。
- (6) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、リスク管理態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会に報告する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営戦略、個別の業務戦略および各種リスク管理等に関する事項を協議する機関として、常務会、経営管理委員会、A L M委員会、四国アライアンス推進委員会および経営会議を設置する。
- (2) 取締役会は、代表取締役およびその他の業務を執行する取締役ならびに執行役員に職務分掌に従い、職務執行を行わせる。
- (3) 適正な自己資本維持による健全性と株主価値向上を勘案し、当行グループ全体の経営計画および業務運営計画の策定を行う。

- (4) 重要な業務執行として、「取締役会規則」に付議事項を定め、これを遵守し、審議の過程においては善管注意義務および忠実義務に基づき意思決定を行うものとする。
- (5) 日常の職務遂行に際しては、「内規」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲を行い、各責任者が委譲された権限を行使し、適切に業務を遂行する。

#### 5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行は、「内部統制システム構築の基本方針」に従い、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立する。
- (2) 取締役会は、当行がグループ経営を行うにあたっての基本的事項を定めた「グループ会社管理規程」を制定し、グループ連結経営の効率化と適正化を図る。
- (3) 当該規程に基づき、四半期ごとに子会社による業況報告会を開催し、経営内容の把握とリスク情報の共有化を行う。
- (4) 各子会社にコンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス態勢を構築する。
- (5) 当行グループ内の取引は、法令、社会規範等に照らし適切な条件で行うものとする。
- (6) 子会社のガバナンス強化のため、当行取締役・監査役が子会社の監査役に就任する。また、業務の執行状況の適正性を監査するために監査部による監査を行う。
- (7) 当行と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスク統括部は、子会社のコンプライアンス統括部門等と十分な情報交換を行う。
- (8) 法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、各子会社に内部通報制度を構築する。

#### 6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任の職員を1名以上配置する。
- (2) 監査役室付職員の任命・異動については、監査役会と事前に協議する。
- (3) 当該職員の人事考課は、常勤監査役が行う。
- (4) 当該職員は、当行の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

7. 当行および子会社の役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当行および子会社の役職員は、取締役会その他の会議において業務執行状況およびその他の必要な情報提供を行う。
- (2) 当行および子会社の役職員は、監査役に対し一定の事項について速やかに報告を行う。
- (3) 当行および子会社の役職員は、監査役が監査に必要な決裁文書等を、常時閲覧できる体制をとる。

8. 報告者が監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対し上記7.(2)の報告を行った当行および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当行および子会社の役職員に周知徹底する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経営統括部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行い、意思疎通を図る。
- (2) 監査役とリスク統括部・監査部・会計監査人が情報交換を行い、緊密に連携できる体制を構築する。
- (3) 監査役会は、監査に必要なときは、独自に弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家と契約を行うことができる。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

当行では、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、経営管理委員会において執行状況・管理態勢等の評価を行うとともに、「内部統制システム構築の基本方針」の見直しの必要性の有無を定期的に検討し、取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

「内部統制システム構築の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を14回開催し、経営計画、業務運営計画および予算の策定などについて審議を行ったほか、業務執行状況等のモニタリングを行いました。当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとする「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員に法令・定款の遵守を徹底しています。また、取締役会の決議により、業務執行上の一定の重要事項については、常務会、経営管理委員会、ALM委員会および四国アライアンス推進委員会等に委任し、効率的な意思決定を行いました。

### 2. コンプライアンス態勢

コンプライアンスに関する重要事項を協議する全行的機関として経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行っています。事業年度ごとにコンプライアンスに関する具体的な計画としてグループ全体の「コンプライアンス・プログラム」を策定し、半期ごとに経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

### 3. リスク管理態勢

統合的リスク管理態勢の整備・確立を経営の最重要課題の一つとする「統合的リスク管理方針」を定め、リスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定しています。事業年度ごとにリスク管理に関する具体的な計画としてグループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、半期ごとに経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

#### 4. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

各グループ会社においても「内部統制システムの基本方針」を制定し、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立しています。各グループ会社に内部通報制度を構築しているほか、四半期ごとにグループ会社業況報告会を開催し、経営内容および各グループ会社の課題について報告を受け、情報の共有化を図りました。

#### 5. 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役とリスク統括部・監査部・会計監査人が適宜・適切に意見交換・情報交換ができる態勢としています。また、代表取締役と監査役との定期会合を実施し、当行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況など幅広く意見交換を行いました。

### 9. 特定完全子会社に関する事項

記載すべき事項はありません。

### 10. 親会社等との間の取引に関する事項

記載すべき事項はありません。

### 11. 会計参与に関する事項

記載すべき事項はありません。

### 12. その他

記載すべき事項はありません。

# 第206期末 (平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	256,634	預当	2,726,026
現金	28,696	普通貯通定	144,683
預け	227,937	座通	1,430,330
コ	2,656	預預預預預	38,268
買入	1,884	金金金金金	13,447
商	314	の他	1,017,828
商	285	の預	7,559
商	29	マ	73,907
有	1,064,920	預	142,650
国	312,565	預	21,248
地	179,720	預	28,169
社	133,568	預	20,299
株	145,345	預	20,299
そ	293,721	預	372
の	1,835,767	預	370
割	15,604	預	1
手	117,445	預	11,635
証	1,623,044	預	0
当	79,672	預	2,044
外	5,229	預	904
外	5,083	預	702
買	11	預	0
取	134	預	4,292
そ	45,277	預	1,173
未	2,780	預	359
金	2,904	預	110
融	7,640	預	2,048
商	31,952	預	60
品	33,642	預	5,035
等	10,293	預	460
の	20,427	預	539
他	332	預	841
の	1,288	預	447
資	1,299	預	19,138
産	3,365	預	2,733
物	3,254	預	8,836
地	111	預	2,988,494
産	5,278	預	23,452
定	8,836	預	16,232
資	△ 13,587	預	16,232
産	3,250,221	預	0
の		預	14,064
部		預	139,804
合		預	557
計		預	6,015
		預	115,520
		預	17,712
		預	△ 5,313
		預	188,240
		預	70,795
		預	△ 2,447
		預	5,138
		預	73,486
		預	261,727
		預	3,250,221



(単位：百万円)

科 目							金 額
特 別 資 産 処 分 益	69	69					
特 別 資 産 処 分 損 失	44						
固 定 資 産 減 損	409						
引 当 金 及 純 利 事 業 益 税 額 計 益	5,006	17,677					
法 人 所 得 税 等 税 引 前 当 期 純 利	1,255						
法 人 所 得 税 等 税 引 前 当 期 純 利		6,261					
法 人 所 得 税 等 税 引 前 当 期 純 利		11,415					



(ご参考)

## 第206期末信託財産残高表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	75	金 銭 信 託	93
現 金 預 け 金	17		
合 計	93	合 計	93

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 共同信託他社管理財産 一百万円  
3. 元本補填契約のある信託については取扱残高はありません。

## 連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	256,640	預 譲 渡 性 預 金	2,721,003
コールローン及び買入手形	2,656	コールマネー及び売渡手形	139,300
買入金銭債権	1,884	債券貸借取引受入担保金	21,248
商品有価証券	314	借 用 金	28,169
有 価 証 券	1,069,732	借 用 金	33,907
貸 出 金	1,836,056	外 国 為 替	372
外 国 為 替	5,229	そ の 他 負 債	18,561
リース債権及びリース投資資産	27,851	賞 与 引 当 金	27
そ の 他 資 産	46,464	役 員 賞 与 引 当 金	60
有 形 固 定 資 産	34,123	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,401
建 物	10,343	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	476
土 地	20,472	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	539
リ ー ス 資 産	164	偶 発 損 失 引 当 金	841
建 設 仮 勘 定	1,288	固 定 資 産 解 体 費 用 引 当 金	447
その他の有形固定資産	1,853	繰 延 税 金 負 債	20,678
無 形 固 定 資 産	3,453	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,733
ソ フ ト ウ ェ ア	3,336	支 払 承 諾	8,836
その他の無形固定資産	116	負 債 の 部 合 計	3,002,605
退 職 給 付 に 係 る 資 産	7,467	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	18	資 本 金	23,452
支 払 承 諾 見 返	8,836	資 本 剰 余 金	16,232
貸 倒 引 当 金	△ 16,118	利 益 剰 余 金	158,143
資 産 の 部 合 計	3,284,611	自 己 株 式	△ 5,313
		株 主 資 本 合 計	192,515
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	71,624
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,447
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,138
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,220
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	75,535
		非 支 配 株 主 持 分	13,954
		純 資 産 の 部 合 計	282,005
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,284,611

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>68,051</b>
貸出証券の利息及び入金受取利息	40,549
有価証券の利息	24,473
コールローンを預ける他の受取利息	15,545
預金の利息	372
その他の受取利息	143
信託の引当金	14
役務の他の引当金	0
その他の引当金	8,527
償却の他の引当金	14,772
経常費用	4,202
経常費用	1,051
経常費用	3,150
<b>経常費用</b>	<b>48,376</b>
預渡金性の利息及び引当金の利息	3,792
コールマネー借入の利息	679
債権の他の引当金の利息	51
社債の他の引当金の利息	396
その他の引当金の利息	482
役務の他の引当金の利息	49
その他の引当金の利息	37
営業の他の引当金の利息	2,096
その他の引当金の利息	1,519
貸倒引当金の利息	12,876
その他の引当金の利息	28,621
特別引当金の利息	1,566
固定資産の減損	1,176
固定資産の減損	389
<b>特別損失</b>	<b>19,675</b>
固定資産の減損	69
固定資産の減損	454
固定資産の減損	44
固定資産の減損	409
<b>税引当</b>	<b>19,289</b>
法人税、住民税及び個人税	5,447
法人税、住民税及び個人税	1,199
<b>当期純利益</b>	<b>6,647</b>
当期純利益	12,642
当期純利益	779
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>11,863</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	11,863

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社 阿波銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社阿波銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第206期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社 阿波銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社阿波銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社阿波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第206期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤の監査役が各社の監査役に就任し、それぞれ取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、必要に応じて子会社の取締役等から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社 阿波銀行 監査役会

常任監査役 海出 隆 夫 ㊟

常勤監査役 小松 康 宏 ㊟

社外監査役 西野 武 明 ㊟

社外監査役 米 林 彰 ㊟

社外監査役 荒 木 光二郎 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の収益基盤の強化に向けた内部留保の充実に努めるとともに、株主各位に対し安定的かつ積極的な利益還元を継続して行くことを基本方針としております。

この方針のもと、配当金につきましては、年間5円（中間・期末2円50銭）を安定配当として堅持しつつ、これに各期の業績に応じた加算をしてお支払することとしております。

### 1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき4円50銭といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、984,575,147円となります。

なお、当期の期末配当につきまして、1株につき4円50銭といたしますことをご承認いただきますと、中間配当4円50銭と合わせた年間配当は、1株につき9円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営基盤の充実強化を図るとともに、自己株式を消却する原資を確保し資本効率の向上を通じた株式価値の増加に資するため、次のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 7,000,000,000円

株式消却積立金 2,000,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 9,000,000,000円

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を実施する理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当行株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、株主さまに安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動も勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

### 2. 株式併合の内容

#### (1) 併合する株式の種類および併合の割合

当行普通株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

#### (2) 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

#### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

100,000,000株

### 3. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。



## <ご参考>

### 第3号議案から第7号議案に共通するご参考事項

当行は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、以下「改正会社法」という。）によって新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行したいと存じます。

本招集ご通知の41ページから58ページに記載の第3号議案から第7号議案は、いずれも移行に関する議案ですので、これらをご提案するにあたり、「監査等委員会設置会社」の概要および当行が「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する理由についてご説明申し上げます。

#### ■ 監査等委員会設置会社の概要

- 監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいいますが、監査役や監査役会を置くことはできません。
- 監査等委員会は、3名以上の監査等委員である取締役で構成され、かつ、その過半数は社外取締役でなければなりません。また、監査等委員以外の取締役の任期は1年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は2年となります。
- 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く。）に関与します。また、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能が強化されております。
- 監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等に、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、委任を受けた取締役が業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。一方で、取締役会は業務執行者に対する監督機能を強化することが可能となります。

#### ■ 移行する理由

当行は、監査等委員会設置会社に移行することで、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。

## ■ 第3号議案から第7号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款を変更する必要がありますので、第3号議案「定款一部変更の件」において、その他の変更と併せ、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第4号議案では監査等委員以外の取締役の選任を、第5号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等の額も、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めなければならないことから、第6号議案では監査等委員以外の取締役の報酬等の額を、第7号議案では監査等委員である取締役の報酬等の額を、それぞれご提案するものであります。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 「改正会社法」により、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当行は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役への権限委譲に関する規定を新設するものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役との間での責任限定契約の締結を可能とするため、責任限定契約に関連する規定の変更をいたしたいと存じます。なお、責任限定契約にかかる定款変更については、予め各監査役の同意を得ております。
- (3) 現行定款第31条第1項において、監査役の責任免除の規定を定めておりますが、同規定の削除後も、削除前の監査役の行為について責任免除が可能であることを明確にするため、監査役の責任免除に関する経過措置を附則第1条として新設するものであります。
- (4) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第31条として新設するものであります。

(5) 第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条を変更するものであります。

(6) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

上記現行定款第6条および第7条の変更の効力は、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって発生する旨の附則第2条を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。また、第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）以外の変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条（機関） 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第4条（機関） 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>500,000</u> 千株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>100,000</u> 千株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (単元株式数) 当銀行の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>第7条 (単元株式数) 当銀行の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>第8条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第8条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第19条 (取締役の員数) 当銀行の取締役は、<u>10名以内</u>とする。 (新設)</p>	<p>第19条 (取締役の員数) 当銀行の取締役は、<u>15名以内</u>とする。 <u>②当銀行の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p>
<p>第20条 (選任) 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第20条 (選任) 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>第21条～第22条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>第23条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>②補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p>	<p>第23条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p> <p><u>④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第24条（取締役会）</p> <p>(条文省略)</p> <p>②取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらに短縮することができる。</p> <p>③取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>⑤ (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第24条（取締役会）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>②取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の場合は、さらに短縮することができる。</p> <p>③取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>第25条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条（報酬等）</p> <p><u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第25条（取締役の責任免除）</p> <p>(条文省略)</p> <p>②当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>会社法第425条第1項の各号に掲げる額の合計額とする。</u></p>	<p>第27条（取締役の責任免除）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>②当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令に定める限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第26条 (監査役の員数)</u>  <u>当銀行の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第27条 (選任)</u>  <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第28条 (常勤の監査役)</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また監査役会は、その決議によって、常勤の監査役の中から常任監査役を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第29条 (任期)</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>②補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条 (監査役会)</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらに短縮することができる。</u>  <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>  <u>③監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条 (監査役の責任免除)  <u>当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の当銀行に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>②当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の各号に掲げる額の合計額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第28条 (監査等委員会)  <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらに短縮することができる。</u>  <u>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>  <u>③監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第29条 (常勤の監査等委員)  <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第<u>32</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第<u>30</u>条 (現行どおり)</p> <p>第31条 (剰余金の配当等の決定機関)  <u>当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 (剰余金の配当)  <u>当銀行の剰余金の配当は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払うことができる。</u>  <u>②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</u></p>	<p>第32条 (剰余金の配当の基準日)  <u>当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>②当銀行の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</u></p>
<p>第34条 (自己株式の取得)  <u>当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第<u>35</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)  <u>当銀行は、第206期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 (効力発生に関する特則)  <u>第6条および第7条の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。</u></p>



#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役全員（6名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役鎌田稔弘氏は平成29年12月5日に、取締役浅岡建三氏は平成29年12月16日に逝去し、同日をもって取締役を退任しております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、アドバイザリー委員会の協議を経て決定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> おか だ よし ぶみ 岡 田 好 史 (昭和31年9月6日生)	昭和54年4月 当行入行 平成10年6月 川内支店長 平成12年2月 西大阪支店長 平成13年6月 審査部長 平成16年6月 当行取締役総合企画部長 平成18年6月 当行常務取締役 平成20年6月 当行取締役頭取（代表取締役） 平成29年4月 当行取締役会長 現在に至る (管理本部（業務管理部、リスク統括部）担当) (重要な兼職の状況) 一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事 《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成16年より取締役、平成20年より取締役頭取、平成29年より取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。	106,715株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> なが おか すすむ 長 岡 奨 (昭和32年1月12日生)	昭和55年4月 当行入行 平成9年1月 江戸川支店長 平成12年8月 藍住支店長 平成14年6月 事務統括部長 平成16年6月 営業推進部長 平成18年6月 執行役員審査部長 平成20年6月 当行取締役人事部長 平成22年6月 当行取締役東京支店長 平成24年6月 当行常務取締役 平成28年6月 当行専務取締役 平成29年4月 当行取締役頭取（代表取締役） 現在に至る (重要な兼職の状況) 一般社団法人徳島県銀行協会 会長 《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成20年より取締役、平成28年より専務取締役、平成29年より取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。	35,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <p style="text-align: center;">おおにしやすお 大西康生 (昭和30年9月23日生)</p>	<p>昭和54年4月 当行入行 平成11年2月 板野支店長 平成12年8月 岡山支店長 平成14年2月 営業推進部長 平成16年6月 当行取締役人事部長 平成18年6月 当行常務取締役 平成26年6月 当行専務取締役（代表取締役） 平成29年4月 当行取締役副頭取（代表取締役） 現在に至る (経営統括部担当)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、営業推進、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成16年より取締役、平成26年より専務取締役、平成29年より取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としてしました。</p>	24,000株
4	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <p style="text-align: center;">ふくながたけひさ 福永丈久 (昭和36年8月28日生)</p>	<p>昭和59年4月 当行入行 平成15年6月 板野支店長 平成17年6月 堺支店長 平成19年6月 経営管理部長 平成20年6月 審査部長 平成21年6月 総合企画部長 平成22年6月 執行役員総合企画部長 平成24年6月 当行取締役総合企画部長兼経営品質推進室長 平成25年6月 当行取締役人事部長 平成26年6月 当行常務取締役 現在に至る (審査部、証券国際部担当)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、経営企画、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成24年より取締役、平成26年より常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としてしました。</p>	20,392株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> み よし とし ゆき 三 好 敏 之 (昭和33年6月8日生)	昭和56年4月 当行入行 平成8年8月 総合企画部調査役 平成9年6月 総合企画部企画調査課長 平成11年8月 営業推進部営業推進課長 平成13年6月 石井支店長 平成15年6月 高知支店長 平成17年6月 審査部法人室長 平成18年6月 人事部長 平成20年6月 大阪支店長 平成24年6月 執行役員東京支店長 平成26年6月 常務執行役員東京支店長 平成28年6月 当行常務取締役 現在に至る (営業推進部担当)	18,000株
		《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成28年より常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としてしました。	
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> やま と し ろう 大 和 史 郎 (昭和37年6月26日生)	昭和61年4月 当行入行 平成14年2月 人事部調査役 平成16年2月 人事部人事課長 平成20年2月 脇町支店長 平成22年6月 西大阪支店長 平成25年6月 総合企画部付部長兼経営品質推進室長 平成26年6月 執行役員経営統括部長兼バリュープロジェクト室長 平成27年6月 執行役員審査部長 平成29年6月 常務執行役員管理本部長 現在に至る	11,200株
		《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、人事、経営企画、審査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成26年より執行役員、平成29年より常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としてしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7	<div style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新任</div> <p style="text-align: center;">み うら あつ のり 三 浦 淳 典 (昭和38年4月24日生)</p>	<p>昭和61年4月 当行入行 平成14年2月 審査部審査役 平成17年2月 江戸川支店長 平成19年6月 北島支店長 平成21年6月 高松支店長 平成24年6月 事務部長 平成26年6月 阿南支店長兼見能林支店長 平成27年6月 執行役員阿南支店長兼見能林支店長 平成28年6月 執行役員大阪支店長 現在に至る</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、事務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成27年より執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としてしました。</p>	9,000株

(注) 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 監査等委員である取締役7名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の監査役全員（5名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、アドバイザリー委員会の協議を経て決定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<div style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">新任</div> かい で たか お 海 出 隆 夫 (昭和30年7月26日生)	昭和53年4月 当行入行 平成6年1月 審査部審査第一課長 平成7年6月 審査部融資企画課長 平成8年8月 総合企画部調査役 平成9年1月 藍住支店長 平成10年6月 西大阪支店長 平成12年2月 事務統括部長 平成14年6月 執行役員総合企画部長 平成16年6月 常務執行役員鳴門支店長兼大津支店長 平成18年6月 当行常務取締役 平成26年6月 当行監査役 現在に至る  《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、事務、経営企画等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成18年より常務取締役、平成26年より監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができると判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。	28,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
2	<p style="text-align: center;"><b>新任</b></p> <p style="text-align: center;">こまつ やすひろ 小松 康宏</p> <p>(昭和29年1月24日生)</p>	<p>昭和52年4月 当行入行 平成5年1月 人事部給与厚生課長 平成8年8月 蔵本支店長 平成10年1月 堺支店長 平成13年6月 高松支店長 平成16年6月 小松島支店長 平成19年6月 事務部長 平成22年6月 総務部長 平成24年6月 当行監査役 現在に至る</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、事務、総務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成24年より監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としました。</p>	56,000株
3	<p style="text-align: center;"><b>新任</b> <b>社外</b></p> <p style="text-align: center;"><b>独立役員</b></p> <p style="text-align: center;">その き ひろし 園木 宏</p> <p>(昭和21年8月14日生)</p>	<p>昭和45年4月 監査法人大和会計事務所（現有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和52年3月 公認会計士登録 平成6年7月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員 平成13年6月 同法人本部理事・大阪事務所運営理事 平成15年6月 同法人専務理事 平成18年6月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）大阪事務所長 平成21年6月 同法人退職 平成21年7月 園木宏公認会計士事務所開設 現在に至る 平成23年6月 当行監査役 平成27年6月 当行取締役 現在に至る</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 公認会計士としての豊富な上場企業等の監査経験と会計に関する高い知見を有しております。また、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、平成23年より当行社外監査役、平成27年より当行社外取締役に就任しており、当行の事業内容等に精通し、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。 なお、同氏の社外監査役の在任期間は4年、また社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
4	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">独立役員</div> <p style="text-align: center;">よね ばやし あきら 米 林 彰 (昭和26年8月20日生)</p>	<p>昭和50年11月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社</p> <p>昭和55年3月 公認会計士登録</p> <p>平成12年7月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員</p> <p>平成17年6月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）大阪事務所運営理事</p> <p>平成18年6月 同法人本部理事</p> <p>平成26年6月 有限責任 あずさ監査法人退職</p> <p>平成26年7月 米林彰公認会計士事務所開設 現在に至る</p> <p>平成27年6月 当行監査役 現在に至る</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 公認会計士としての豊富な上場企業等の監査経験と会計に関する高い知見を有しております。また、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、平成27年より当行社外監査役に就任しており、当行の事業内容等に精通し、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。 なお、同氏の社外監査役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。</p>	0株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	<p style="text-align: center;"><b>新任</b> <b>社外</b></p> <p style="text-align: center;">あら き こうじろう 荒 木 光二郎 (昭和35年2月18日生)</p>	<p>昭和58年4月 日本銀行入行 平成11年7月 金融市場局調査役 平成13年6月 考査局調査役 平成15年10月 松本支店次長 平成19年7月 総務人事局企画役 平成21年3月 調査統計局企画役 平成22年10月 旭川事務所長 平成25年6月 金融機構局企画役 平成26年9月 徳島事務所長 平成29年5月 総務人事局企画役 平成29年6月 日本銀行退職 平成29年6月 当行監査役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人 徳島経済研究所専務理事</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 金融・地域経済に関する高い見識ならびに金融界での幅広い経験を有しております。また、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、平成29年より当行社外監査役に就任しており、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見を活かし、経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 なお、同氏の社外監査役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。</p>	0株
6	<p style="text-align: center;"><b>新任</b> <b>社外</b></p> <p style="text-align: center;"><b>独立役員</b></p> <p style="text-align: center;">ふじ い ひろ し 藤 井 宏 史 (昭和29年2月27日生)</p>	<p>昭和56年4月 香川大学（現国立大学法人香川大学）経済学部助手 昭和57年12月 同大学 経済学部講師 昭和60年2月 同大学 経済学部助教授 平成8年2月 同大学 経済学部教授 平成21年10月 同大学 経済学部学部長 平成25年10月 国立大学法人香川大学 理事・副学長 平成29年10月 同大学 経済学部教授 現在に至る</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、学識経験者として専門的な知識と経験を有しており、その経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7	<p>新任 社外 独立役員</p> <p>の だ せい こ 野 田 聖 子 (昭和39年2月17日生)</p>	<p>昭和61年4月 当行入行 平成4年12月 当行退職 平成11年4月 弁護士登録 永沢総合法律事務所入所 現在に至る</p> <p>平成19年6月 株式会社ツムラ 監査役就任 平成26年4月 司法研修所 刑事弁護教官就任 平成27年6月 株式会社ツムラ 監査役退任 平成29年3月 司法研修所 刑事弁護教官退任 平成29年6月 株式会社ツムラ 補欠監査等委員に選任 現在に至る</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な法律知識と経験を有しております。また、平成19年から8年間上場企業において社外監査役に就任するなど、その経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 園木宏氏、米林彰氏、荒木光二郎氏、藤井宏史氏、野田聖子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、現在、園木宏氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、引続き同氏を独立役員とする予定であります。また、米林彰氏、藤井宏史氏、野田聖子氏につきましては、本議案が承認された場合、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出する予定であります。
4. 当行は、現在、社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当行と非業務執行取締役等である各氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額といたします。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当行の取締役の賞与を含めた報酬等の額は、平成18年6月29日開催の第194期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただき、今日に至っております。第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当行は監査等委員会設置会社に移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額350百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であります。第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名となります。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

**第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当行は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額100百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものです。

第3号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「監査等委員である取締役7名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は、7名となります。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

**第8号議案** 退任取締役に対する弔慰金贈呈ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件  
 平成29年12月5日逝去により取締役を退任されました故鎌田稔弘氏、平成29年12月16日逝去により取締役を退任されました故浅岡建三氏に対し、在任中の労に報いるため弔慰金を、また、本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任されます西野武明氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を、それぞれ当行の定める一定の基準による相当額の範囲内で贈呈いたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役につきましては取締役会に、退任監査役につきましては第5号議案「監査等委員である取締役7名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議に一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
かま だ とし ひろ 鎌 田 稔 弘	平成26年6月 当行取締役 平成29年12月 逝去
あさ おか けん ぞう 浅 岡 建 三	平成27年6月 当行社外取締役 平成29年12月 逝去
にし の たけ あき 西 野 武 明	平成7年6月 当行社外監査役 現在に至る

**第9号議案** 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当行は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬の見直しを行い、平成30年5月11日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、今回退任される監査役を除いた、現在、在任中の取締役6名および監査役4名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当行の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。なお、贈呈の時期は各氏の退任する時といたしたく、その具体的な金額および方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては第5号議案「監査等委員である取締役7名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議に一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
おかだよしふみ 岡田好史	平成16年6月 当行取締役 平成18年6月 当行常務取締役 平成20年6月 当行取締役頭取（代表取締役） 平成29年4月 当行取締役会長 現在に至る
ながおか 長岡 すすむ 奨	平成20年6月 当行取締役 平成24年6月 当行常務取締役 平成28年6月 当行専務取締役 平成29年4月 当行取締役頭取（代表取締役） 現在に至る
おおにしやすお 大西康生	平成16年6月 当行取締役 平成18年6月 当行常務取締役 平成26年6月 当行専務取締役（代表取締役） 平成29年4月 当行取締役副頭取（代表取締役） 現在に至る
ふくながたけひさ 福永丈久	平成24年6月 当行取締役 平成26年6月 当行常務取締役 現在に至る
みよしとしゆき 三好敏之	平成28年6月 当行常務取締役 現在に至る
そのきひろし 園木 宏	平成27年6月 当行社外取締役 現在に至る
かいでたかお 海出隆夫	平成26年6月 当行監査役 現在に至る
こまつやすひろ 小松康宏	平成24年6月 当行監査役 現在に至る
よねばやしあきら 米林 彰	平成27年6月 当行社外監査役 現在に至る
あらかきこうじろう 荒木 光二郎	平成29年6月 当行社外監査役 現在に至る

## 第10号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由

当行の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「退職慰労金」で構成されていますが、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、平成30年5月11日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役を対象とした退職慰労金制度を廃止することといたしました。その一方で、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、新たに当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）および執行役員（取締役と併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」が承認可決された場合における報酬限度額とは別枠で、本制度に基づく報酬を業績および役位に応じて取締役等に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。本制度は、取締役等の報酬と当行業績および株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による監査等委員会設置会社移行に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

本制度の対象となる取締役の員数は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと7名となります。

また、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では対象となる執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につきその額および内容を提案するものであり、株主総会終結の時をもって本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は6名であります。

### 2. 本制度における報酬等の額および内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記（2）以降のとおり。）

①本議案の対象となる当行株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）</li> <li>・執行役員</li> </ul>
-------------------------	--

②本議案の対象となる当行株式が発行済株式の総数に与える影響	
当行が拠出する金員の上限 ※下記（2）のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 事業年度を対象として、合計782百万円</li> </ul>
取締役等が交付等を受ける当行株式等の数の上限および当行株式の取得方法 ※下記（2）および（3）のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当行株式等の総数の上限は1,685,000株</li> <li>・ 1 事業年度当たりを取締役等に付与されるポイント総数の上限は337,000ポイント。1 ポイント＝当行普通株式1株として換算した株式数の当行発行済み株式総数（平成30年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.15%</li> <li>・ 当行株式は、株式市場または当行（自己株式処分）から取得。ただし、平成30年に設定する本信託（下記（2）に定める。）については、株式市場から取得するため、本制度による希薄化は生じない。</li> </ul>

※第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されますと、5事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当行株式等の総数の上限は337,000株、1事業年度当たりを取締役等に対して付与されるポイント総数の上限は67,400ポイントとなる予定です。

③業績指標の内容 ※下記（3）のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当期純利益等に応じて決定</li> </ul>
------------------------	--

④取締役等に対する当行株式等の交付等の時期 ※下記（4）のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役等の退任時</li> </ul>
-------------------------------------	--

## (2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する5事業年度（当初は、平成31年3月31日で終了する事業年度から平成35年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度）を対象とします。（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」という。）

当行は、対象期間毎に合計782百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（第四段落に記載の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得（平成30年に設定する本信託については、株式市場から取得します。）し、信託期間中、業績および役位に応じて取締役等にポイントの付与を行った上で、当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の5事業年度を新たな対象期間とします。当行は、延長された信託期間毎に、合計782百万円の範囲内で追加拠出を行い、引続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与ならびに当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、782百万円の範囲内とします。

また、本信託を終了する場合においても、信託期間の満了時に、受益者要件を充足する可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長することがあります。ただし、その場合には取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

### (3) 取締役等が交付等を受ける当行株式等の数の算定方法および上限

原則として信託期間中の毎年5月に、前年7月1日から同年6月30日の間に取締役等として在任した者を対象として、同年3月31日で終了した事業年度における業績および役位に応じて取締役等にポイントが付与され、取締役等の退任（退任には、死亡による退任を含む。以下同じ。）時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に応じて当行株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当行普通株式1株（※1）とし、当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当行株式数の調整がなされます。

なお、1事業年度当たり取締役等に対して付与するポイント総数の上限は337,000ポイント（※2）とします。

※1 制度開始日は平成30年10月1日を予定しており、それ以降に当行株式の株式分割・株式併合等が生じた場合には、株式の分割比率・併合比率等に応じて1ポイント当たりの当行株式数の調整がなされます。

※2 第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されたと、1事業年度当たり取締役等に対して付与するポイント総数の上限は67,400ポイントとなる予定です。



- (4) 取締役等に対する当行株式等の交付等の方法および時期  
受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。  
このとき、当該取締役等は、累積ポイントの70%に相当する数の当行株式(単元未満株式は切上げ)について交付を受け、残りの当行株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。  
なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、その時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当行株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。
- (5) 本信託内の当行株式に関する議決権  
本信託内にある当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。
- (6) その他の本制度の内容  
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

## 議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp/>

## 議決権行使期限

平成30年6月25日(月)午後5時30分まで

## ご注意事項

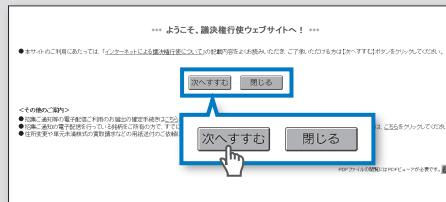
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。  
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

## 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 「議決権行使ウェブサイト」による方法

### 01 議決権行使ウェブサイトへアクセス

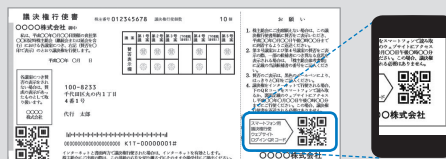


「次へすすむ」をクリック

## 「スマートフォン行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」  
「議決権行使コード」および「パスワード」

### 01 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。  
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合に



# 株主総会会場 ご案内図

徳島市西船場町二丁目24番地の1  
当行本店 3階大会議室  
電話 (088) 623-3131 (代表)



## ▶ 交通のご案内

- JR徳島駅より ..... 徒歩約10分
- 八百屋町バス停より ..... 徒歩約8分
- 元町バス停より ..... 徒歩約5分
- 新町バス停より ..... 徒歩約5分
- 徳島阿波おどり空港より ..... バス・徒歩約40分  
タクシー 約30分

駐車場の収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。